

平成二十九年十二月一日提出  
質問第七四号

I型糖尿病患者の障害基礎年金の「打ち切り」に関する再質問主意書

提出者 大西健介

I型糖尿病患者の障害基礎年金の「打ち切り」に関する再質問主意書

平成二十九年十一月二十一日提出質問第四八号に対し、答弁書は「障害の状態が、一級または二級の障害基礎年金を受け取れる程度ではなくなったため」と障害基礎年金の支給停止の理由を年金額の変更に係る通知書に記載しているから問題ないとしている。

しかし、質問第四八号は、障害の程度が障害基礎年金を受け取れる程度でなくなったことを証明する医学的な説明もなく、患者本人が症状の改善を認めていない状態では、不利益変更を受ける当事者に対する説明としては不十分であり、説明を行ったことにはならないのではないかとこのものであり、再度政府の見解を示されたい。

右質問する。